

学校運営協議会制度の手引き

～「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」を目指して～

令和8年（2026年）4月



世田谷区教育委員会事務局

学校教育部

目次

はじめに.....	1
1 これまでの仕組み.....	2
(1)概 要.....	2
(2)課 題.....	3
(3)新たな仕組みへの移行.....	3
2 新たな仕組み.....	5
(1)概 要.....	5
(2)学校運営協議会.....	6
(3)副校長補佐(会計年度任用職員).....	9
(4)学校支援コーディネーター.....	10
(5)活動グループ.....	12
(6)学校関係者評価.....	14
3 今後の区立小・中学校地域運営学校基本方針.....	16
4 研修の体制.....	16
5 予算(需用費)と使用方法.....	17
6 保険.....	19

はじめに

現在の区立小・中学校における「学校」と「地域」が連携した取組みである、学校運営委員会、学校支援地域本部、学校協議会及び学校関係者評価委員会について、制度発足から20年余りが経過し、一部の学校において委員の固定化や会議回数の減少等が生じており、制度疲労と形骸化が見られる状況となっています。また、昨今、複雑化する社会のなかで、共働き世帯の増加や高齢化の進展などに伴う地域側からの学校に対する関わりの希薄化や、コロナ禍や教員の働き方の見直し等により学校側から地域への働きかけが減少するなど、学校と地域を取り巻く環境が変化してきています。

世田谷区教育委員会では、こうした状況を見直し、学校運営委員会委員、保護者、地域の方などからいただいた意見を踏まえ、既存の仕組みを見直し、令和8年（2026年）4月から全校で新たな仕組みに移行いたします。

この「手引き」では、新たな仕組みに携わるみなさまに、仕組みの概要や目的、各々の役割等、重要な要点をお伝えいたします。

新たな仕組みでは、世田谷区の地域の教育力を生かした「持続可能な体制による質の高い教育の実現」を目指すとともに、子どもを中心に保護者や地域住民が集い、関わり合いを生み出すことができる学校の特性を生かし、「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」を目指します。

世田谷区教育委員会事務局学校教育部

1 これまでの仕組み

(1) 概要

これまでの仕組みは、以下の4つから構成されています。

①学校運営委員会

保護者や地域の方が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の機関で、校長が作成した学校運営に関する基本方針の承認をします。

②学校支援地域本部

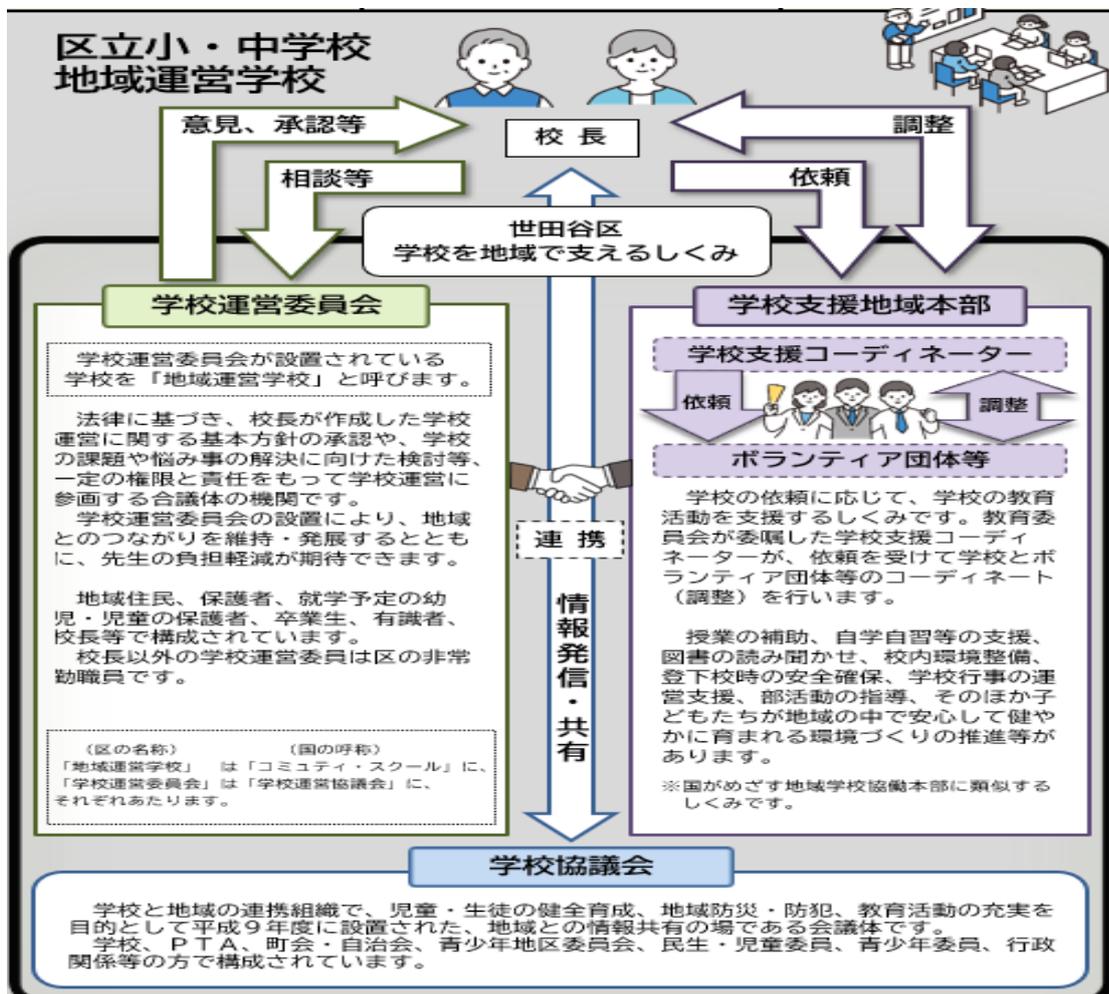
学校からの依頼に応じ、学校支援コーディネーターやボランティアが学校の教育活動（例：授業の補助、本の読み聞かせ）を支援します。

③学校協議会

学校と地域の連携組織で、学校と家庭、地域並びに関係機関の連携・協力を一層強化する仕組みで、地域防災・防犯等の検討項目について、学校と地域が情報交換を図ります。

④学校関係者評価委員会

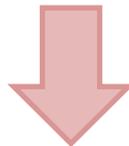
学校評価システムのもと、自らの教育活動や学校運営についてめざすべき目標を設定し、その達成状況等の分析・考察を行うことで、学校として組織的・継続的な改善を図っています。



(2) 課題

学校を対象に実施したアンケート結果及び学校運営委員会委員、保護者、地域の方から募集した意見を踏まえ、これまでの仕組みには以下の課題があることが分かりました。

- ◆ 学校運営委員会、学校支援地域本部、学校協議会で役割が分担されているものの、実際の活動内容は類似したものとなっている。
- ◆ 学校運営委員会や学校関係者評価委員会などの会議体が増加し、会議の委員の固定化や重複が生じてしまっている。また、学校でも委員の確保が困難になっている。
- ◆ 学校運営委員会、学校支援地域本部、学校協議会での議論が一部の学校で形骸化してしまっている。特に学校協議会において、すでに3分の1以上の学校で活動を休止しており、また、残りの半数を超える学校において、開催回数が年1回以下である。
- ◆ 学校支援コーディネーターのこれまでの活動実績の平均時間を基に算出した基準時間（1名あたり年42時間）を下回る学校が6割にのぼり、その割合は年々増えている。



課題を踏まえて、「新たな仕組み」へ移行

(3) 新たな仕組みへの移行

新たな仕組みを検討するにあたって、以下の3つを基本方針とします。

- ◆ 地域住民が学校運営に参画し、学校の運営方針等に関する議論を行うことで、学校と地域が協働して児童・生徒を育成することを明確に示し、学校運営協議会が学校運営に参画する組織として、世田谷区の地域の教育力を生かした「持続可能な体制による質の高い教育の実現」を目指す。
- ◆ 子どもを中心に保護者や地域住民が集い、関わり合いを生み出すことができる学校の特性を生かし、これまで学校活動に参加することが少なかった層の参加を促

し、学校活動に参加する人たちが増加することで、「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」を目指す。

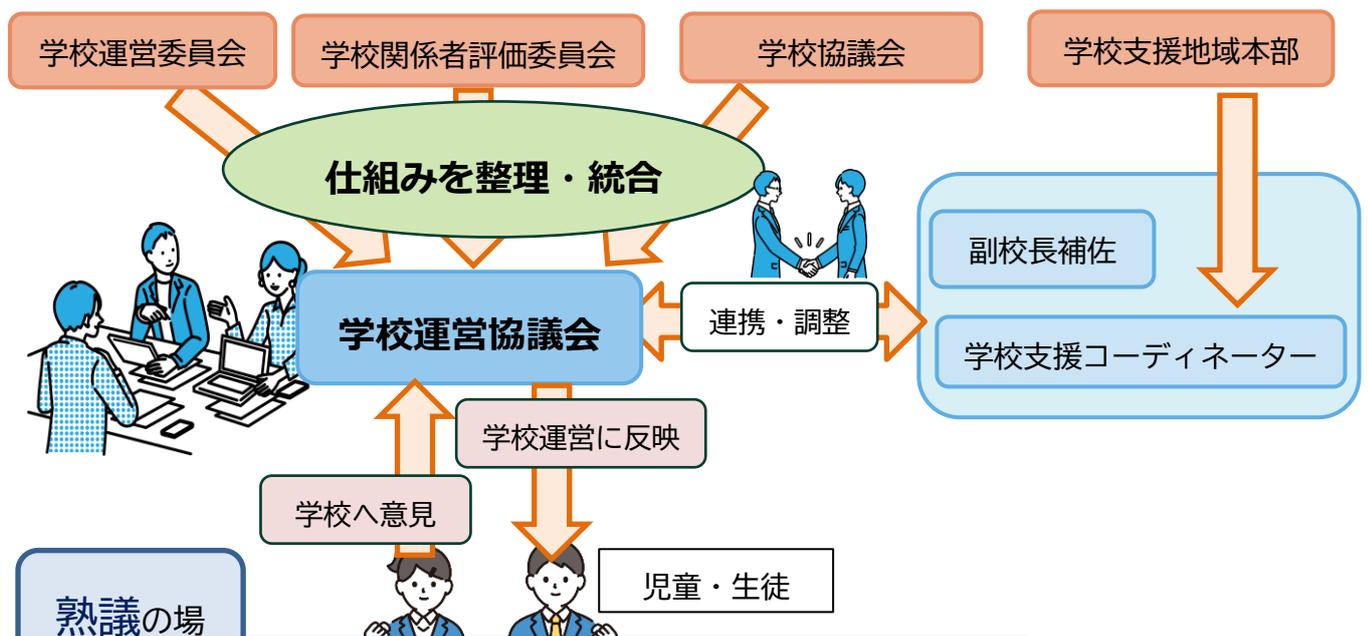
◆ 活動に参加した人たちが横でつながり、学校と地域それぞれが元気になる制度を構築するとともに、学校と地域の双方にとって、無理のない持続可能な運営体制を目指す。

2 新たな仕組み

(1) 概要

令和8年（2026年）4月から新たな仕組みに移行します。

- ◆ 学校運営委員会、学校支援地域本部、学校関係者評価委員会、学校協議会を整理・統合し、名称を「**学校運営協議会**」として、分かりやすい仕組みにします。
- ◆ 令和7年（2025年）4月に施行した「世田谷区子どもの権利条例」に基づき、児童・生徒の考える課題や意見を学校運営に反映するため、新たに児童・生徒の意見を聴く機会を設けます。児童・生徒の意見を学校運営協議会に報告し、その意見を踏まえ、学校の運営について検討します。
- ◆ 学校教育法等に基づき、各校は自己評価の実施と結果の公表を行うこととし、学校が行った自己評価の内容や改善方策が妥当かどうかを、保護者や地域住民などで構成する学校運営協議会で議論します。



学校運営協議会の役割

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針について
- ② 学校運営協議会の協議結果に関する情報提供について
- ③ 教職員の任用に関する件について
- ④ 学校運営に関する地域等からの意見について
- ⑤ **学校評価の実施について**

(2) 学校運営協議会

学校運営協議会が形式的な会議の場とならないよう、**熟議の会議**の場を目指します。子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を把握し共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するためには「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切です。

熟議は、具体的には下記のようなポイントを満たした一連の流れを指します。

- 1 多くの当事者（学校、保護者、地域等）が集まって、
- 2 課題について熟慮し、議論をすることにより、
- 3 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
- 4 それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
- 5 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる。

①委員構成

委員は、学校からの推薦に基づいて、教育委員会が任命します。

各校で8名程度とし、そのうち、委員長1名を第1回学校運営協議会で選出します。

【内 訳】

- ・学識経験者または学校長が学識経験者相当と認めた者 1名
- ・地域住民 2名
- ・保護者 2名
- ・校長が必要と認めた者 2名
- ・校長 1名

※地域運営学校の目的実現のため、学校の実情に合わせ、幅広く地域内で活動している方が参画できるよう、14名までの任命を可能とする。

※活動グループメンバー（代表者を含む）の任命を可能とする。

※副校長、副校長補佐は事務局のため、委員になることはできない。

②開催回数

年度内に6回程度

③任 期

任期は2年、連続2回までの従事を可能とします。

令和8年度は全委員が一律で任期が1年目になります。

(令和7年度まで学校運営委員会委員をされた方はそれまでの任期を加算しません。)

任期に関する特記事項は以下のとおりです。

委員	任期に関する特記事項
学識経験者および 学識経験者相当	連続4回(8年)までの任用が可能
保護者	児童・生徒が在籍している期間。卒業後も任期中は任用可能

④各回の議論内容(想定)

回数	時期	議論の想定
第1回	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」のあり方について ・学校運営の基本方針について ・地域等への情報提供のあり方について ・学校評価項目について
第2回	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営に関する子どもの意見聴取について
第3回	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間活動の実施状況の中間報告について
第4回	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向けた検討について ・学校評価の実施について
第5回	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・取組みの振り返りについて ・学校評価のとりまとめについて
第6回	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度教育課程に関する議論について

⑤報酬

ア)単価

会議の出席につき、委員長 8,000円/回

委員 4,000円/回

※欠席した回については、報酬はお支払いしません。

イ)支払方法・支払時期

学校運営協議会から提出された活動報告書に基づき、教育委員会から支給します。

3月・4月を除き、学校運営協議会開催月の翌々月に報酬支給を行います。

開催月	報酬支払い時期（予定）
4月・5月分	7月中旬
6月分	8月中旬
7月分	9月中旬
8月分	10月中旬
9月分	11月中旬
10月分	12月中旬
11月分	1月中旬
12月分	2月中旬
1月分	3月中旬
2月分	4月中旬
3月分	4月下旬

※活動報告書の提出が遅延した学校について、上記の報酬支払い時期での支払いが難しくなる場合があります。

⑥教育委員会の支援

教育委員会で選出した学校に対し、教育委員会管理職等が学校運営協議会へ出席し、学校運営協議会における議論の内容や「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」における議論を把握します。その上で、支援のあり方や内容を検討するとともに、運営に関する視点や注意点等をまとめ、各学校へ周知いたします。

(3) 副校長補佐（会計年度任用職員）

副校長と協力しながら学校運営協議会の事務局を担う会計年度任用職員の「副校長補佐B（学校地域協働推進員）」を令和10年度までに全校に配置します。

①職務内容

- ・ **学校運営協議会の事務局**（学校運営協議会の日程調整・資料作成 等）
- ・ 地域との調整業務（学校で活動するボランティアとの調整業務）
- ・ 副校長の事務や業務の支援



②勤務日数・勤務時間

ア) 勤務日数

年192日勤務

（各月11日以上、22日以内の範囲で所属長が定めます。月平均16日。原則として年間授業日に勤務を割振ります。）

イ) 勤務時間

1日5時間を基本とします。

事業実施年度における学級規模が一定以上となる学校は勤務時間数を1日6時間とすることができます。

【学級規模が一定となる学校】

小学校・・・19学級以上の学校（特別支援学級を含む）

中学校・・・14学級以上の学校（特別支援学級を含む）

③報酬

勤務条件に応じて、毎月一定の報酬を支給いたします。

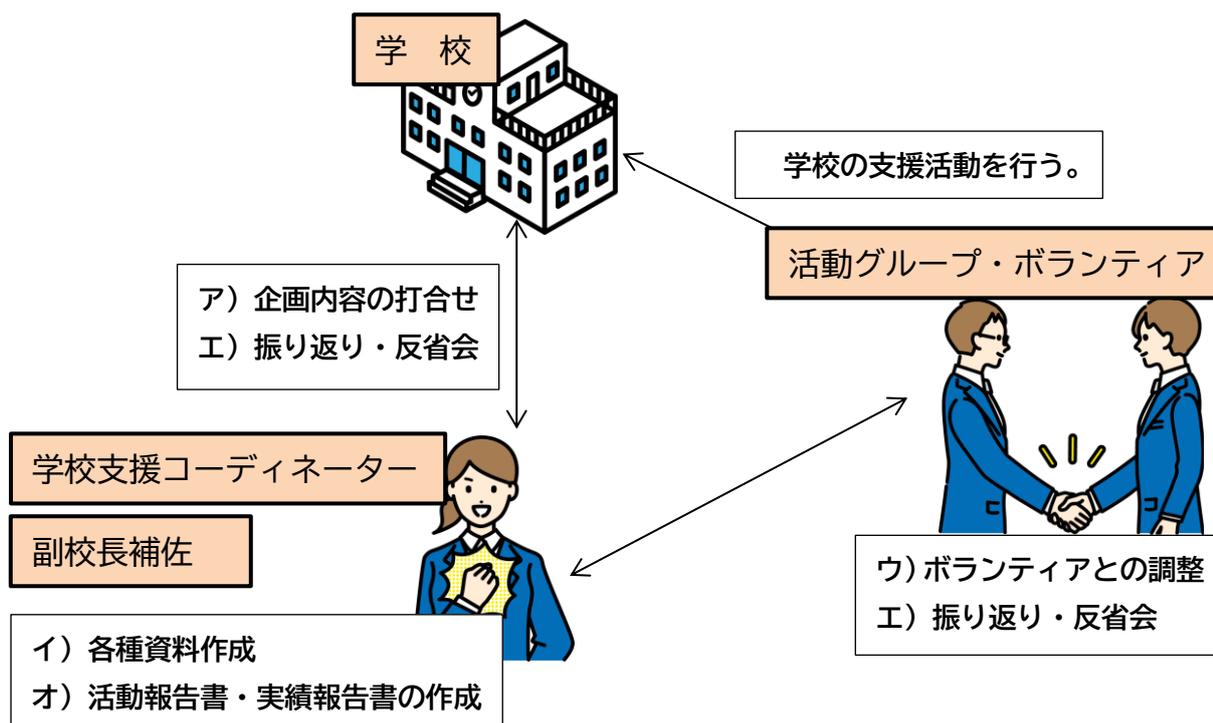
※別途、交通費を支給。一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給。

(4) 学校支援コーディネーター

①役 割

学校から依頼を受けて、副校長・副校長補佐と連携し、地域内外のボランティア人材や法人等との交渉、調整を行います。

【活動グループ・ボランティアが活動するまでの調整】



ア) 企画内容の打合せ

学校から依頼を受け、校長・副校長・副校長補佐と企画内容の打合せを行う。

イ) 各種資料作成

企画内容の参加募集チラシ等の作成・配布

ウ) 活動グループ・ボランティアの調整

当番表の作成・配布

エ) 振り返り・反省会

実施内容の振り返り、改善点等について関係者と共有し、次回へ活かす。

オ) 学校支援コーディネーター活動記録書、実績報告書を作成し、教育委員会へ提出

②任 期

任期は1年。再任が可能です。

学校長からの推薦に基づいて、区教育委員会が選任・委嘱します。

③調整の対象活動

以下の事業に関する調整活動を行います。

- ・ 授業の補助
- ・ 自学自習等の支援
- ・ 図書を読み聞かせ
- ・ 花壇や樹木の整備等の校内の環境整備
- ・ 登下校時における子どもの安全確保にかかる活動
- ・ 学校行事の運営支援
- ・ 部活動の指導
- ・ 子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

④活動時間

副校長補佐（学校地域協働推進員）の配置状況によって、1校あたりの年間上限活動時間が異なります。

- ・ 副校長補佐（会計年度任用職員）が配置されている学校 **60時間**
- ・ 副校長補佐（会計年度任用職員）が配置されていない学校 **240時間**

⑤謝 礼

ア) 謝礼の対象となる活動

コーディネーターの調整活動

イ) 謝礼の対象外となる活動

調整活動への謝礼となりますので、「授業の補助」や「イベントへの立会い」の当日従事や活動記録書の作成にかかる時間は、謝礼対象外です。

ウ) 単 価

1時間あたり1,610円（源泉所得税含む）

※謝礼は時間単位で支払い、半期合計で1時間未満の時間数は切り捨て。

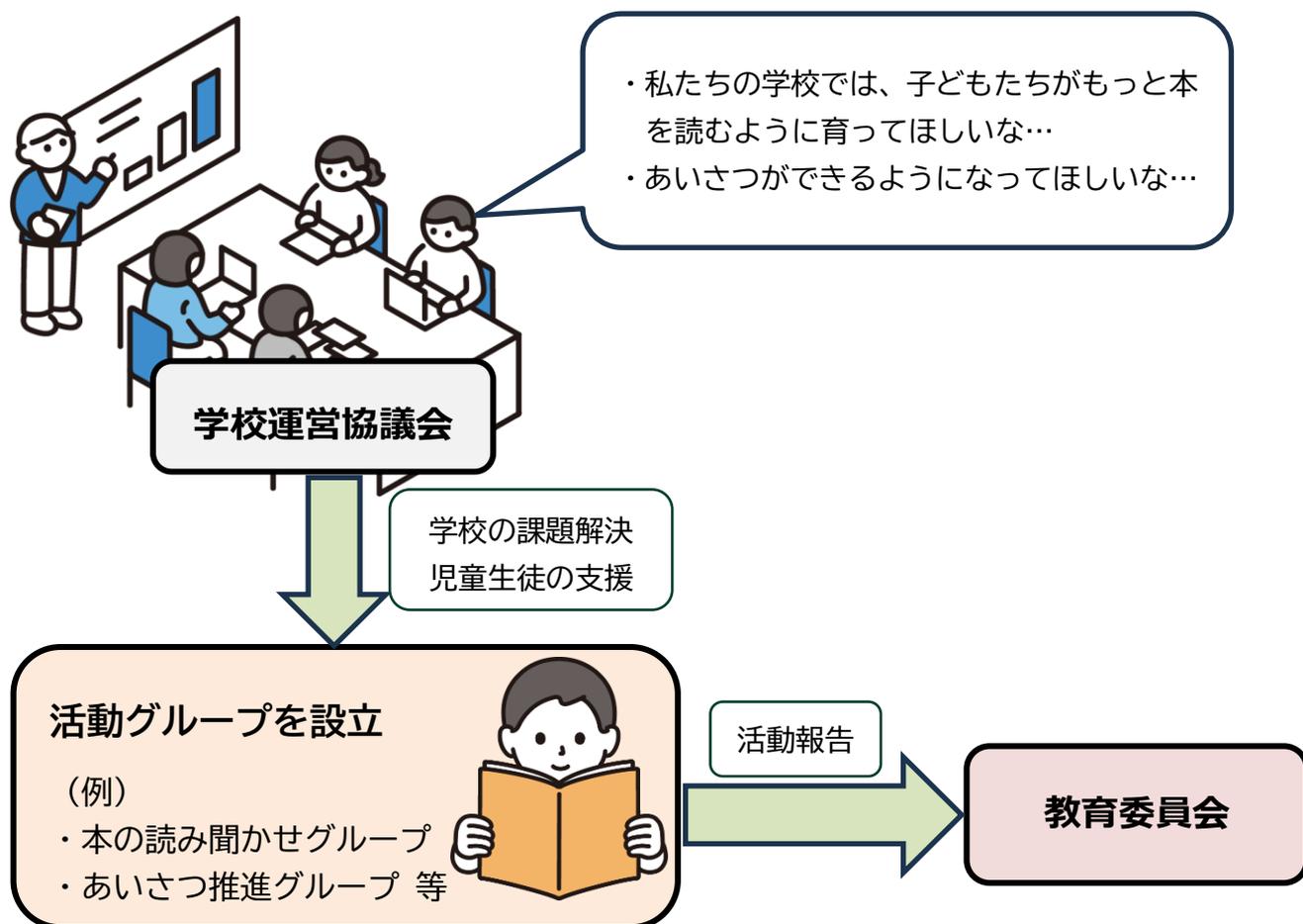
エ) 支払い時期（予定）

活動記録書（前期1回・後期1回の計2回提出）に基づき、教育委員会から謝礼を支払います。

活動月	謝礼支払い時期（予定）
【前期】 4～9月分	11月下旬または12月下旬
【後期】 10～3月分	4月下旬または5月中旬

(5) 活動グループ

学校運営協議会での議論を踏まえ、学校の課題解決のために行う活動や児童・生徒の支援につながる活動を行う「活動グループ」を設立できます。地域の教育力を生かした幅広い活動を通じて、地域コミュニティの活性化を図ります。



① 構成

ア) 代表者

活動グループごとに代表者を設けます。活動グループ代表者は、副校長補佐・学校支援コーディネーターとの連絡や活動グループの活動内容の調整等を行います。代表者の任期は4年を上限にします。

イ) メンバー

保護者等の学校関係者に限らず、町会自治会や企業関係者等、地域における幅広い人材が参加することを可能とします。メンバーの任期は設けません。

② 報償費の支払い

地域との関わりを持ちやすい活動として教育委員会から要請する以下の活動に対して

月の上限を設けた上で、1回の活動に対し1,000円を支払うこととし、その他の活動は無償になります。

ア) 放課後学習支援 (1名あたり月10回(目安)を上限)

イ) 水泳指導補助 (1名あたり月6回(目安)を上限)

支払いは、活動記録書に基づき、以下の日程で教育委員会から謝礼を支払います。

活動月	謝礼支払い時期(予定)
4月～ 6月	8月中旬
7月～ 9月	11月中旬
10月～12月	2月中旬
1月～ 3月	4月中旬

③ 活動記録書の提出

報償費の支払いの有無にかかわらず、活動グループ代表者は活動グループの活動状況を把握し、3ヶ月に1回、学校を通して教育委員会へ活動記録書の提出をお願いします。

④ その他

2年間の活動がない活動グループについては、教育委員会から該当する学校運営協議会に廃止の勧告をし、学校運営協議会にて活動グループの廃止検討をします。

(6) 学校関係者評価

学校教育の質を向上させるために、学校は自己評価の実施と結果の公表を行うこととし、毎年編成する教育課程に基づく目標に沿って、自らの取組や到達状況、改善点について評価し、改善を積み重ね、学校教育の質の向上を図っており、学校による「自己評価の実施」と「結果の公表」は学校教育法および学校教育法施行規則により義務付けられています。

新たな体制では、学校が行った自己評価の内容や改善方策が妥当かどうかを、保護者や地域住民などで構成する学校運営協議会で議論し、自己評価の客観性や透明性、信頼性が向上するとともに、学校改善の根幹である自己評価力の向上につなげます。

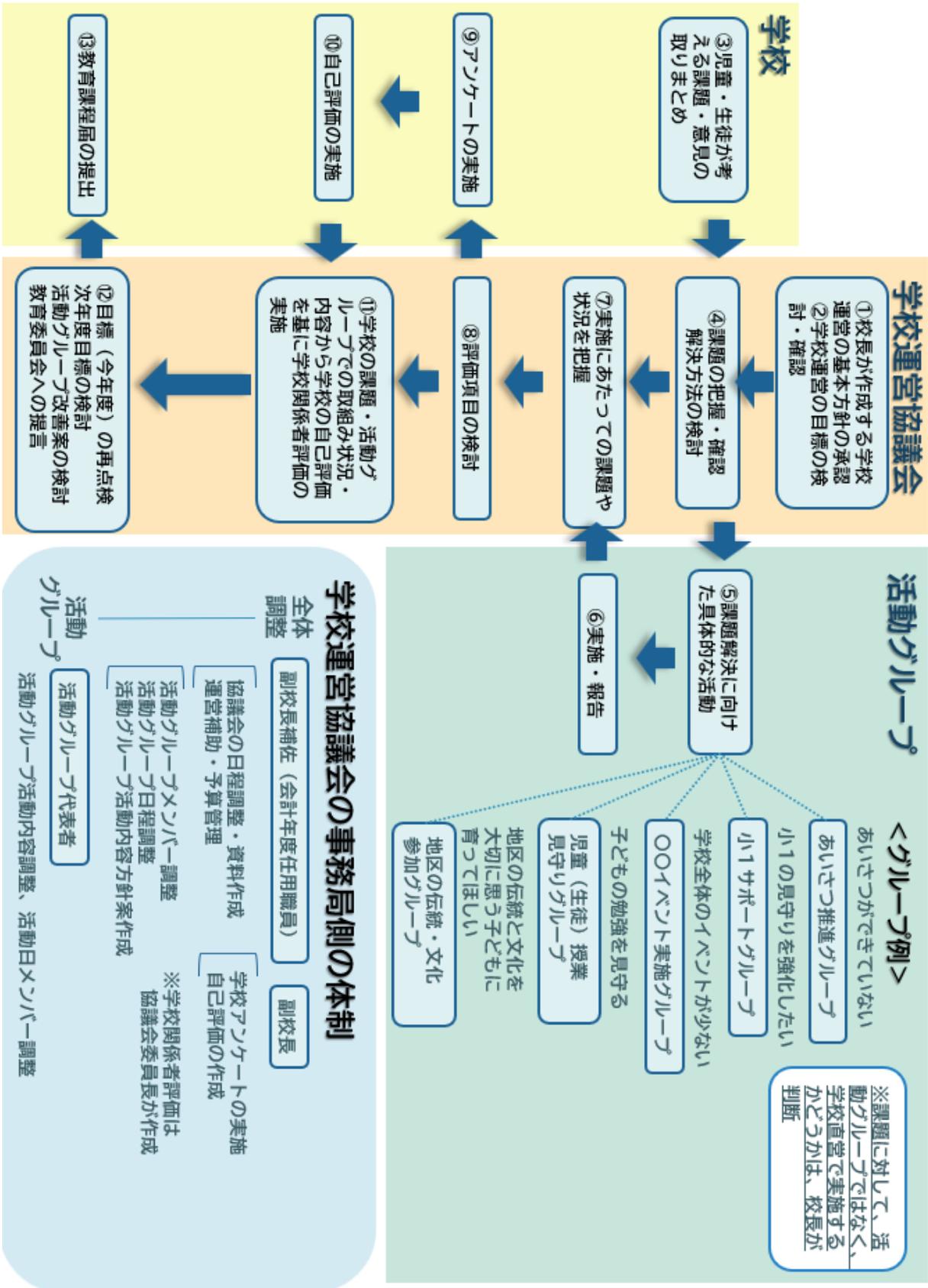
児童・生徒、保護者、地域関係者へのアンケートを評価の成果指標の一つとし、学校が作成した項目について、学校運営協議会の意見を踏まえて決定します。

学校運営協議会は、学校の自己評価の妥当性を点検し、改善点について意見を述べることで、評価の客観性や透明性を高め、学校の自己評価力を高め、学校運営の改善に寄与します。

【主なスケジュール】

月	内 容
4月	・教育課程届に基づく学校評価シート（案）の作成
5月	・学校関係者アンケート項目の設定
6月	年間を通じ、継続的な情報・資料の収集・整理
7月	
8月	中間報告
9月	・学校関係者アンケート実施 ・学校関係者アンケートを踏まえた自己評価の実施
10月	
11月	
12月	学校関係者評価を踏まえた教育課程届の作成
1月	
2月	・次年度教育課程届、当年度学校評価報告書完成、公表
3月	・次年度重点目標（案）の作成

学校・学校運営協議会・活動グループの関係図



(7) 全体イメージ図

3 今後の区立小・中学校地域運営学校基本方針

今後、以下の3つを基本方針とし、区立小・中学校地域運営学校を運営していきます。

1 地域住民が学校運営に参画し、学校の運営方針等に関する議論を行うことで、学校と地域が協働して児童・生徒を育成することを明確に示し、学校運営協議会が学校運営に参画する組織として、世田谷区の地域の教育力を生かした「持続可能な体制による質の高い教育の実現」を目指す。

2 子どもを中心に保護者や地域住民が集い、関わり合いを生み出すことができる学校の特性を生かし、これまで学校活動に参加することが少なかった層の参加を促し、学校活動に参加する人たちが増加することで、「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」を目指す。

3 活動に参加した人たちが横でつながり、学校と地域それぞれが元気になる制度を構築するとともに、学校と地域の双方にとって、無理のない持続可能な運営体制を目指す。

4 研修の体制

新たな方針・考え方のもと、円滑に運営するため、以下のとおり対面または動画配信による研修及びシンポジウムを実施します。詳細は実施日が近くなりましたら、あらためてお知らせします。

(1) 研修

①目的

新たな体制の概要や役割を理解するとともに、今後活動するうえで「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」を目指すための意識の定着を図る。

②内容

- ・新たな地域運営学校の理念について
- ・新たな体制の概要や各役割について
- ・「地域のコミュニティづくりに貢献できる学校」を目指すうえで必要な要素について

③実施日（予定）

日程	対象	手法
3月23日～	小中学校校長(横転者含む)	動画配信
4月15日(水)	副校長補佐、コーディネーター	対面研修
4月17日(金)	学校運営協議会委員	対面研修

(2) シンポジウム

①目的

他校の取組み事例の紹介を通じて、学校・副校長補佐・学校支援コーディネーターとしての見解を深めるとともに、意識の向上を図る

②内容

- ・各校の取組み事例紹介（地域に資する学校づくりはどのように実施するか）
- ・課題解決手法の学び舎ごとの情報交換について

③実施日（予定）

実施日	対象	手法
10月3日(土)	副校長補佐、コーディネーター等 ※校長・副校長は任意	対面

5 予算(需用費)と使用方法

(1) 学校運営協議会

【購入できる消耗品】

- ・学校運営協議会を開催するにあたって必要とされる消耗品（用紙や事務用品等）
- ・学校運営協議会の運営に必要な消耗品（学校運営協議会で企画・承認された活動を行うための消耗品を含む）

(2) 学校支援コーディネーター・活動グループ

事業を実施するにあたり、必要な消耗品購入などを学校予算で支出することが出来ます。物品購入にあたっては、**税込単価3万円未満のもの**に限ります。（本予算は、「東京都地域学校協働活動推進事業費補助金」を活用した予算のため、税込単価3万円未満の消耗品が対象となります。）

	活動内容	使用例
1	活動の前後の打合せや会議（学校支援コーディネーター等が構成メンバーとして参加した場合）	お茶、事務用紙等 ※菓子等食べ物は対象外 ※飲み物は水・お茶に限り、購入可
2	授業の補助	ペン等の文房具類、事務用紙、辞書・辞典・参考書・問題集等の教材・教具（備え付けに限る）等
3	自学自習等の支援	
4	図書の読み聞かせ	本（図書館や学校の書庫に混ぜないようにご注意ください）
5	登下校時における子どもの安全確保にかか る活動	パトロール用ベスト等
6	学校行事の運営支援	左記の活動を実施する際に必要 となる消耗品
7	部活動の指導	
8	子どもたちが地域の中で安心して健やかに 育まれる環境づくりを推進するために必要 な活動	

★使用できない事例

- ①活動の際に活動グループ・ボランティアに提供する飲み物や菓子等の食べ物
- ②子ども等にかかる経費（食材費、材料費、教材費等）
- ③当該年度に使用しない消耗品
- ④学校やPTA活動で使用する物品
- ⑤学校の環境整備の一環として、花壇や樹木の整備等に係る消耗品（花の苗、スコップ等）

6 保険

この取組みに関わる方々が安心して活動できるように、活動中の事故等に対する傷害保険、施設賠償保険に教育委員会事務局で一括加入しています。

学校支援コーディネーターが企画・調整した事業の参加者に対する保険も適用しています。(例:学校支援コーディネーターが企画・調整した運動会の地域種目を実施した際、参加した地域の方が、活動中に怪我をした場合等)

なお、事故等が発生した場合には速やかに、活動している学校へ報告してください。学校から、地域学校連携課へ「事故発生報告書」を提出します。

(1) 傷害保険

①対 象

学校支援コーディネーター、活動グループメンバー、参加者

②補償内容

上記対象者が管理下中（往復途上を含む、宿泊は含まず）に急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

- ・死亡・後遺障害：300万円
- ・入院：3,500円（日額）、通院1,500円（日額）

(2) 施設賠償保険（対人・対物）

①対 象

学校支援コーディネーター、活動グループメンバー、参加者

②補償内容

活動中に、対象者が第三者の財物に損害を与えた場合に保険金をお支払いします。

- ・1事故あたり500万円（免責0円）

※副校長補佐（会計年度任用職員）は区の公務災害補償の適用対象になります。